

目次

P -CR-3rd-2-★特別抗告20211028.....	2
--------------------------------	---

特別抗告申立書兼趣意書 P

令和 3 年 10 月 28 日

最高裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

前文

申立人が、令和 2 年 6 月 15 日に、群馬県警沼田警察署員の塙越幹と橋本誠ら 9 名を公務員職権濫用罪等で告訴したところ(前橋地検 R2 檢 1279~1291)、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和 2 年 11 月 30 日付で不起訴処分の通知を受けた。

これについて、令和 2 年 12 月 7 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R2 つ 1)、令和 3 年 7 月 27 日付で、前橋地方裁判所刑事第 1 部の水上周、鈴木麻奈美、手嶋悠生に棄却された。

これについてさらに、令和 3 年 7 月 30 日付で抗告を申し立てたが(東京高裁 R3 く 609)、令和 3 年 10 月 25 日付で東京高等裁判所第 8 刑事部の、近藤宏子、江口和伸、仁藤佳海らに棄却された。

しかしながら、この決定も、不起訴処分の合理的根拠が無い、との当り前の訴えを、更に無視している。

例えば、無言の脅迫を否定する根拠も、前代未聞が短期間に続発した蓋然性を否定する根拠も無い。

言い換えると、証拠調べが未済であり抗弁事実も無い。極めて露骨な事実の否定である。

かような司法判断は、訴えの無視と合理性の欠如の両面から、当然に、手続として無効である。

よって、後述の通り、原決定には理由が無く、刑事訴訟法 419 条違反なので、同第 405 条一項の「憲法の違反又は憲法解釈の誤り」であり、全部不服なので、同第 433 条に基き、特別抗告を申し立てる。

第 1 原決定の表示

事件番号 東京高等裁判所 令和 3 年(く)第 609 号

主文

本件抗告を棄却する。

第 2 本申立の趣旨

原決定を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 本申立の理由

1 虚偽表示無効

原決定は、「(中略)その判断に不合理な点はない。(中略)その結論に誤りはない。論旨は理由がない。

よって、刑訴法 426 条 1 項により本件各抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。」としている。

しかしながら、上記下線部分は虚偽であり露骨な事実の否定である。原決定こそ理由が無い。

裁判所が無視している点をあらためて以下に列挙する。

犯罪を隠蔽する権限など誰にも無い

- ①犯罪を隠蔽する職権など誰にも無い点 職権行使の合理性が常に不可欠
- ②訴えを無視しては裁判になり得ない点(手続的無効性)
- ③当該不起訴処分には、嫌疑(後述の「原事件の核心」の通り)に対する合理的根拠が無い点
- ④不起訴裁定主文では社会通念上、実質的な理由には、なり得ない点
- ⑤したがって職権濫用による隠蔽であり、正当行為どころではなく、手続妨害による人権侵害である点

訴えを皆で無視することによる、事実の否定であり無法社会の陰謀である
無法の訴えを無視すれば、当然に無法である。 その証拠に、合理的根拠が無い。
常に「それはさて置き方式」の対応であり、実質的な司法拒絶による隠蔽である。
つまり、全てがルール違反(証拠調べが未済)であり、手続として当然に無効である。

■事実として理由が無い。 これらを認めない狂気が正当行為の筈が無い。

また、これらを判例に残そうとすること自体が狂気であり陰謀の証左である。

犯罪の隠蔽は、当然に、公務員職権濫用罪である。 隠蔽ではないことが証明されていない。
言い換えると、訴えた当り前の蓋然性を無視している。 極めて露骨な事実の否定である。
このように当り前の蓋然性(不可欠の判定要素)を無視するならば、いかなる犯罪も隠蔽される。
無視とは、完全無視か、極めて片手落ちの理由か、いずれにせよ、実質的な理由にはならない。
裁判とは訴えの合理性の判定であるから、これでは事案解説にならず、当り前に、裁判とは呼べない。
したがって、原決定も当然に無効であり、少なくとも私の裁判ではない。

A 規定の申立事由に該当する

原決定は、包囲網による無法社会の陰謀の一環としての、私限りの非人扱いである。

これは組織的隠蔽による人権侵害であるから、当然に、憲法解釈の誤りと見做せる。

纏めると、原決定は、当該不起訴処分に合理的根拠が無いとする申立理由を、更に無視した点は、論理矛盾であり、理由不備であり、裁判の手続目的を無視しており、程度問題として、不合理が甚だしく、誰にも自明な不公正な決定であり、私への公然たる非人扱いなので、実質的に、訴権(=自決権、憲法 13 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、「この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法 76 条)への違反であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反と見做せるので、規定の特別抗告理由に当る。
一方で、被告訴人の甚だしい信義則(民法 1 条 2)違反や公序良俗違反(民法 90 条)を看過しており、また、著しい経験則違反による自由心証主義違反が多数有り、決定に影響を及ぼすことが明らかな違法であり、法令の解釈に関する重要な事項なので、この面からも本申立理由に当る。

B 規定の申立事由に關らず、職責として無視できない非常事態である

★本件は、事実審の実質的未済を訴えている。 身の安全確保を求める権利の侵害を訴えている。

最高裁には、終審裁判所(憲法 81 条)の使命とともに、1 裁判所としての事案解明責任が有る。

憲法 81 条には、このような場合の事実審の役割も含まれている。

法律審の原則を口実に例外を看過し、後者の使命を放棄することは許されない。(白痴化)

そもそも最高裁がこのように事由を限定している趣旨は、対象事件を絞り込んで捌く為であるが、それはその一審二審の事実認定の公正が前提である。

然るに本件は、その前提外、つまり、組織的な司法拒絶という、現行制度の非常事態を訴えている。

これを無視すれば、実質的な事実審が未済のまま、訴えた犯罪が隠蔽される。(100%の予見可能性)

もしも、規定された事由だけが最高裁の使命の全てであるとするならば、組織的司法拒絶は摘発不可能という、法治国家の敗北宣言となる。 つまりは無法国家である。

全犯罪は事実誤認によって隠蔽できるので、これを全て無視するならば、制度も社会も成り立たない。

つまるところ、規定の事由に当ると見做すか、あるいは、他の使命として取り上げるか、しか無い。

2 以上とおり、原決定には理由が無く、事実誤認なので、取り消されるべきである。

第4 本申立の理由の説明

何度も言うように、列挙した蓋然性を無視している。 合理的根拠が無い。

具体的には、「罪とならず」と判断した理由が無い。 合理性が無い。

何度も言うように、不起訴裁定主義とは単なる分類名に過ぎず、実質的な理由には、なり得ない。

なぜならば、事実として、訴えた嫌疑の「どこをどのように」否定したのか?、誰にも解らない。 100%自明

★理由が解らなければ告訴状の再提出もできないから、その妨害効果は明白である。

簡単にできるはずの実質理由の告知を頑なに拒み続けた欺瞞ないし害意の蓋然性。

このような甚だしく不合理な国家権力の行使は、当然に妨害であり、不適正である。

犯罪を告訴し身の安全の確保を求める権利は誰にでも有り、また、犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。

制度として私闘を禁じ、個人の刑事起訴の権利を奪っている以上、処分の合理性は不可欠である。

ひとたび告訴状に記載した嫌疑を受理した以上、なおさらである。

このような故意の事実誤認は、当然に、犯罪であり、手続妨害であり、人権侵害である。

★また、身の安全の確保は、訴えた脅迫被害継続に直結するから、当り前に自由権的な権利性は有る。

具体的には、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)、ないし、幸福追求権(憲法 13 条)、犯罪の検挙により身の安全の確保を求める権利である。

なおこれは、たとえ権利ではないとしても、少なくとも、法律上保護される利益である。

違法性

最大要素が欠落しては、そもそも判断できない。 甚だしい経験則違反かつ論理則違反である。

刑事訴訟法第 318 条の自由心証主義の濫用である。 自由心証といえども、合理性は不可欠である。

虚偽ないし無根であり、極めて反社会的なので、広義の違法(信義則違反や公序良俗違反)である。

当然に正当業務行為ではなく、手続(告訴)妨害となり、権利の行使の妨害ないし利益の侵害となる。

包囲網としての無法社会の陰謀である

合理的根拠が無いから犯罪(組織的隠蔽)だと訴えているのに、全機関とも無視する欺瞞。
このような私限りの非人扱いは、通常成し得るものではなく、無法社会の陰謀の象徴である。
とどのつまりは、社会一丸となって、未来永劫、一切を見て見ぬフリをすることによる隠蔽である。
なお、「包囲網」の概要は、告訴状に添付した被害届 2018 と恣意性一覧表の通りである。
その最新版は、私のサイト <https://alien1961.jp/> にも公開している。

●原事件の核心(全機関とも無視している点)● 抗告申立書 2 頁ほか

このように、何度も同じ訴えを繰り返させる欺瞞に辟易しているが、敢えて再掲する。

●反論 判断に不合理はなく、結論に誤りはない旨 (決定 2 頁)

「原事件の核心」に列挙した蓋然性が不可欠の要素であることを、合理的根拠無く、無視している。

●群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽●

要するに以下の、★有り得ない人為現象である点の蓋然性を無視している。

★★★前例の無い行為が、申立人限りで、短期間に集中した点 天文学的に超高度

★★★間違える余地が無い点 犯人達の無理な言い逃れを盲信している。

★★行為の違法性があまりにも自明な点 超危険行為

●原事件の核心 付審判請求書 2 頁 判定は不可欠である

●黒を白とする典型的隠蔽である 馬鹿々々しい言い逃れ

詳細は当該告訴状の通りであり、毎回閑散状態の公衆浴場で、入浴中に、洗い場に置いたままの(使用中の)イスを横取りされるという、前例の無い行為が、申立人限りで、短期間に集中したのは、100%の確率で、皆で通謀して横取りを繰り返して見せることによる、包囲網の無言の組織力の誇示である。

1 前例の無い人為現象である点

前例が無い点は公知の違法性の反映なので、敢行したことは、当然に、申立人への害意を示唆している。

2 前例の無い、申立人限りの人為現象である点 明らかに申立人を狙っている

3 短期間(20181201～20190129)に 10 回も集中し、その後、霧消した点

4 間違える(置き忘れだと思い込む)余地が全く無い点

閑散状態では、敢えて置いてあるイスを選ぶ余地も、使用中か否かを確認しない余地も無い。

5 横取り行為の違法性(反社会性)があまりにも自明な点

イスの横取りは、公然と他人の存在を否定する行為であり、当り前に、紛争の火種となり、社会秩序を乱すので、極めて反社会的で、典型的な公序良俗違反の人格権侵害行為である。

端的に言えば、「貴様、我を愚弄するか?」と刺殺されても不思議は無い行為である。

以上